

令和 8 年度(2026 年度)

# 看護師特定行為研修

## 実施要項

社会医療法人生長会  
阪南市民病院

## 1. 社会医療法人生長会 理念と基本方針について

### 1) 使命

「愛の医療と福祉の実現」

### 2) 会是

地域と職員とともに栄えるチーム

Yu·ki·to·do·ku

ゆきとどいたサービス

### 3) 基本方針

【わたしたちのチャレンジ】

私たちのお約束

(1)私たちは、みなさまに「良質な医療を平等に提供」いたします。

(2)私たちは、みなさまに「十分なお説明」をいたします。

(3)私たちは、みなさまが「納得された上での医療」に臨んでいただけるようご協力いたします。

(4)私たちは、みなさまに「十分な情報」を提供いたします。

(5)私たちは、みなさまの「人としての尊厳」を守ります。

(6)私たちは、みなさまの「プライバシーや秘密」を守ります。

## 2. 阪南市民病院について

### 1) 阪南市民病院の概要

阪南市民病院は、病床数 185 床(HCU:7 床、急性期:136 床、回復期:42 床)を有する、大阪府下最南端に位置する公立病院である。

地域の救急を担う急性期医療から、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する回復期、予防医療である健診事業、安心した暮らしや生活を支える在宅医療まで幅広く展開し、地域包括ケアシステムの一翼を担う存在として、地域貢献に寄与している。

### 2) 阪南市民病院(基本方針)ミッション

全人的な医療を通して人々が自分らしく生きること貢献する病院

『やさしい』『ていねい』『あったかい』医療を提供する

### 3) 阪南市民病院ビジョン

地域住民が『自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける』ために、地域に信頼され、必要とされる病院になる。

## 3. 阪南市民病院看護部について

## 理念と基本方針

### 1) 理念

「ぬくもりのある、ゆきとどいた看護の提供」

### 2) 基本方針

- (1)豊かな感性と最善の心配りで看護を実践します。
- (2)絶え間ない質の向上をめざし看護職としての責務を果たします。
- (3)多職種と連携を図りゆきとどいた看護を実践します。
- (4)社会・医療の動向を見据えた看護マネジメントを実践します。

### 3) 教育方針

- (1)看護職自ら主体的に学び、社会から期待される役割を遂行することができるよう継続学習の機会を提供する。
- (2)看護実践能力の向上を目指した生涯学習を積極的に支援し、看護専門職として自律した看護師を育成する。
- (3)看護専門職としての誇りと自信を持ち、看護を必要とする全ての人々、家族および地域に対し、質の高い看護サービスを提供する。
- (4)公立病院の使命である市民の健康と福祉の増進に寄与する。

### 4) 教育目標

- (1)『看護とは』を常に考える。
- (2)医療チームの一員として、また、看護専門職としての意見を述べる。
- (3)社会・医療の動向を見据えた看護マネジメントができる。
- (4)看護職として自己のキャリア像を描き、自己実現にチャレンジする。

## 4. 阪南市民病院 特定行為研修について

### 1) 特定行為研修基本理念

「地域と職員と共に栄えるチーム」の理念に基づき、大阪南部にトータルヘルスケアを展開していることから在宅を含む医療現場の医療や介護の質向上に貢献する。

### 2) 特定行為研修の目的

特定行為を行う看護師としての社会的責任と役割を自覚し、新たな臨床看護の発展に寄与することのできる看護師を育成する。

### 3) 特定行為研修の目標

- (1)地域医療及び急性期医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- (2)医学的視点と看護学的視点を融合した実践能力の高い看護師として、患者の多様なニーズにタイムリーに対応できる実践能力を身につける。
- (3)チーム医療を推進し、その結果が最大となるよう、調整力、問題解決能力を養う。
- (4)自らの看護の可能性を追求し、主体的に学び続ける姿勢と社会に貢献していく責任と役割を自覚する。

#### 4) 特定行為研修に係る検討の経緯および特定行為区分選択の理由

当院では地域に安心な医療を提供するため、内科的疾患を中心に急病・救急患者の受入を行い、24 時間救急体制の拡充に努めている。このような背景から、急性期病院の機能を強化するための「救急領域パッケージ」と、当院の各診療科においてニーズが高い「栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連」および「栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連」を選択するに至った。これらの特定行為を通して、医師のタスクシフトをサポートし、重症患者や症状が変化する急性期患者に対して、必要なケアを必要なタイミングで行うことができる看護師の実践能力を強化し、看護師の役割拡大をはかることは、医療を充実させるものと考ええる。

また、少子高齢化社会において在宅医療の推進は大きな課題となっている。当院でも、在宅復帰の促進を目指して訪問診療を開始したところである。訪問看護師の病態判断能力の強化ならびに実践能力の強化は、地域の在宅医療を担う医師との連携を円滑にするためには非常に重要であると考ええる。そのため、地域医療へのさらなる貢献を推進することを目的に、「在宅・慢性期領域パッケージ」を 2024 年度より追加することとした。

## 5. 特定行為研修の概要

特定行為研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行われる。

阪南市民病院では「救急領域パッケージ」「在宅・慢性期領域パッケージ」「栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連」「栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連」の研修を開講する。

定員は総数6名とする。(法人外部生含む)

・領域別パッケージコース

「救急領域」……………2名

「在宅・慢性期領域」…4名

・特定行為区分項目

「栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連」

「栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連」

## 6. 共通科目について

### 1) 共通科目の到達目標

・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。

- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安全に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

## 2) 共通科目の研修内容

特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間:4か月)

講義はe-ラーニングを用いて受講(学研メディカルサポート)する。

集合研修は阪南市民病院 4 階トレーニングルームで実施する。

| 科目               | 時間数  |      |       |       |     | 評価方法                          |
|------------------|------|------|-------|-------|-----|-------------------------------|
|                  | 講義   | 演習   | 実習    | 評価    | 合計  |                               |
| 臨床病態生理学          | 29   | 1    |       | 1     | 31  | 各テーマテスト・科目修了試験                |
| 臨床推論             | 26.5 | 16   | 1     | 1.5   | 45  | 各テーマテスト・演習・実習<br>指導者評価・科目修了試験 |
| フィジカルアセスメント      | 17.5 | 2    | 17.5  | 8     | 45  | 各テーマテスト・実習<br>指導者評価・科目修了試験    |
| 臨床薬理学            | 32.5 | 11.5 |       | 1     | 45  | 各テーマテスト・演習<br>指導者評価・科目修了試験    |
| 疾病・臨床病態概論        | 37   | 3    |       | 1     | 41  | 各テーマテスト・演習<br>指導者評価・科目修了試験    |
| 医療安全学/<br>特定行為実践 | 24.5 | 14   | 4.25  | 2.25  | 45  | 各テーマテスト・演習・実習<br>指導者評価・科目修了試験 |
| 合計               | 167  | 47.5 | 22.75 | 14.75 | 252 |                               |

## 3) 共通科目の修了要件

学研メディカルサポートを受講する。

講義:e-ラーニング講義をすべて受講し、各テーマのテストを修了しておくこと。

演習:事前に演習課題を読み、グループディスカッションを行い、事後に課題を提出する。

指導者評価が基準に達すること。

実習:事前に実習課題を読み、実習を行い、指導者の観察評価が基準以上に達すること。

科目修了試験:正答率が8割以上に達すること。

ただし8割に達しない場合は不合格とし、特定行為研修管理委員会にて審議する。

## 7. 区分別科目について

### 1) 区分別科目の到達目標

- ・多様な臨床場面において、各区分の特定行為を行うための知識・技術及び態度の基礎的能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において、医師からの手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

### 2) 区分別科目の研修内容

各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間:6 か月)

講義:e-ラーニング受講(学研メディカルサポート)する。

集合研修:阪南市民病院 4 階トレーニングルームにて実施する。

臨地実習:阪南市民病院もしくは協力施設にて、患者に対する実技を 5 症例以上実施する。

表1 救急領域パッケージ

| 特定行為区分             | 時間数  |    |        |               |               | 評価方法                                                  |
|--------------------|------|----|--------|---------------|---------------|-------------------------------------------------------|
|                    | 講義   | 演習 | 実習     | 評価            | 合計            |                                                       |
| 呼吸器(気道確保に係るもの)関連   | 8    | —  | 5 症例   | 1<br>(OSCE)   | 9+<br>5 症例    | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |
| 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 | 20.5 | 6  | 各 5 症例 | 2.5           | 29+<br>各 5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価               |
| 動脈血液ガス分析関連         | 11.5 | —  | 各 5 症例 | 1.5<br>(OSCE) | 13+<br>各 5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連  | 9    | 1  | 5 症例   | 1             | 11+<br>5 症例   | 各テーマテスト・演習<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価               |
| 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連  | 10.5 | 2  | 5 症例   | 1.5           | 14+<br>5 症例   | 各テーマテスト・演習<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価               |

表2 在宅・慢性期領域パッケージ

| 特定行為区分             | 時間数  |    |      |               |             | 評価方法                                                  |
|--------------------|------|----|------|---------------|-------------|-------------------------------------------------------|
|                    | 講義   | 演習 | 実習   | 評価            | 合計          |                                                       |
| 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 | 7    | —  | 5 症例 | 1<br>(OSCE)   | 8+<br>5 症例  | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |
| ろう孔管理関連            | 14.5 | —  | 5 症例 | 1.5<br>(OSCE) | 16+<br>5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |
| 創傷管理関連             | 26   | —  | 5 症例 | 2<br>(OSCE)   | 26+<br>5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連  | 9    | 1  | 5 症例 | 1             | 11+<br>5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>指導者評価・科目修了試験<br>臨地実習・レポート<br>指導者評価      |

表3 特定行為区分別項目

| 特定行為区分                              | 時間数 |    |      |             |            | 評価方法                                                  |
|-------------------------------------|-----|----|------|-------------|------------|-------------------------------------------------------|
|                                     | 講義  | 演習 | 実習   | 評価          | 合計         |                                                       |
| 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連         | 6   | —  | 5 症例 | 1           | 7+<br>5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>指導者評価・科目修了試験<br>臨地実習・レポート<br>指導者評価      |
| 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 | 7   | —  | 5 症例 | 1<br>(OSCE) | 8+<br>5 症例 | 各テーマテスト・演習<br>OSCE・指導者評価<br>科目修了試験・臨地実習<br>レポート・指導者評価 |

### 3) 区分別科目の修了要件

・学研メディカルサポートを受講する。

講義:e-ラーニング講義をすべて受講し、テーマのテストを修了すること。

演習:事前に演習課題を確認したうえでグループディスカッションに臨み、課題を提出する。また、指導者の評価が基準以上に達していること。

\*区分別科目における実習(患者に対する実技)は、関連する講義・演習(ペーパーシミュレーション)・手技練習(模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習)を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす必要がある。

客観的臨床能力試験(OSCE):臨地実習前に OSCE を実施し、合格基準に達すること。

・模擬実習及び OSCE(実技試験)は阪南市民病院にて対面式で行う。

- ・評価の振り返りおよび今後の実習教材の作成等に使用するため、録画を行う場合がある。
- ・不合格となった場合、1 回のみ再試験を実施する。OSCE をやむえない理由で欠席した場合は、追試験を実施する。

実習：実習を行い、指導者の観察評価が基準以上に達すること。

科目修了試験：正答率が 8 割以上に達すること。

ただし8割に達しない場合は不合格とし、研修管理委員会にて審議する。

## 8. 臨地実習について

- ・e ラーニングの『患者に対する実技の手引き』に基づき実習を進める
- ・実技実践の対象患者は指導医とともに選定し、指導医・研修生が説明を行い同意を得る。同意に関しては特定行為研修実習の同意書にサインをもらい、カルテ記載を行う。
- ・手順書に基づき、実施する。
- ・観察評価表は、実習の際に指導医に評価をもらいその場でフィードバックをもらう。
- ・実習記録(特定行為実施報告書)は、観察評価表と実習症例評価表と合わせて、指導医に1週間以内に提出し、フィードバックをもらう。
- ・同一患者で同時に複数の研修生が症例をとることは容認する。ただし、身体侵襲を伴うもの(動脈採血・動脈ラインの確保・CV 抜去・PICC 挿入・気管チューブの位置調整など)に関しては、行為を実施しないと1症例とはならない
- ・特定行為ごとに規定の症例数を経験後、その特定行為に関するすべての「症例記録」および「実習症例評価表」をもとに、指導医は実習課題の達成状況を総合評価する「実習総合評価表」を作成する。
- ・実習経過は、共有フォルダ内の特定行為実践表に入力する(進捗状況を把握するため)。
- ・実習修了要件は、各行為 5 症例以上 かつ、最後に連続して評価 B 以上を 2 症例以上獲得すること。
- ・5 症例で特定行為のスキルが習得できない場合、習得ができるまで実習を行う。
- ・臨地実習に関し、必要事項は別に定める。なお、詳細については、実習開始前にオリエンテーションを行い、説明を行う。

## 9. 特定行為研修修了判定について

全課程修了後、当院の「特定行為研修管理委員会」において修了判定を行う。

評価は、各科目の受講状況、修了試験の結果、提出物、出席状況、客観的臨床能力試験(OSCE)結果、実習の症例数および評価を総合的に評価する。

「特定行為研修管理委員会」において特定行為研修修了が認定された場合、科目別履修証明証及び区分別修了認定証、特定行為研修修了証を交付する。

※ 本研修修了者には、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

※ 本研修修了者には、特定行為研修管理委員会の審議を経て病院長から研修修了証書を交付する。

## 10. 履修免除について

- 1) 当院又は他医療指定研修機関が実施した特定行為研修等において、共通科目または区分別科目の講義を修了し履修免除を受けようとする出願者は、出願時に履修免除申請書(様式6)に共通科目または区分別科目の講義修了書を添えて申請するものとする。
- 2) 共通科目または区分別科目の申請があったときは、特定行為管理委員会において申請する科目の講義履修免除の可否を決定する。
- 3) 前項2)の規定により共通科目の講義履修免除が認定されたときは、募集要項の11. 受講費用2)研修受講料に規定する共通科目受講料を免除する。区分別科目に関しては、領域別パッケージに含まれる一部の区分別科目が履修免除として認められた場合も、規定のパッケージ受講料を支払う。

## 11. 研修の進捗について

本研修は、以下のスケジュールで進める。(別紙進捗表あり)

|       | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 開講式   | ●  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 共通科目  | →  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 区分別科目 |    |    |    |    | →  |    |     |     |     |    |    |    |
| 臨地実習  |    |    |    |    |    |    | →   |     |     |    |    |    |
| 修了式   |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | ●  |

研修期間：1年(12ヶ月)とし、在籍期間は2年(24ヶ月)を限度とする。

共通科目修了後に区分別科目の受講を開始する。

### (研修日程予定)

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 2026年4月        | 開講式・オリエンテーション                 |
| 2026年4月～7月末    | 共通科目受講開始 e-ラーニング受講・集合演習・実習評価  |
| 2026年8月～10月    | 区分別科目受講開始 e-ラーニング受講・集合演習・実習評価 |
| 2026年8月末       | 共通科目修了判定                      |
| 2026年10月       | 区分別科目 OSCE、修了判定               |
| 2026年10月～翌年2月末 | 臨地実習                          |
| 2027年3月        | 区分別科目修了判定・修了式                 |

## 12.履修に関すること

### 1)評価基準

(1)筆記試験の評価は、次の基準によるものとする。

| 評価 | 評点     |
|----|--------|
| A  | 90%以上  |
| B  | 89～80% |
| C  | 79%以下  |

※合格基準は、100 分の 80 の得点(評価の B 以上)とする。

(2)OSCE(実技試験)の評価は、次の基準によるものとする。

| 評価 | 評点     |
|----|--------|
| A  | 90%以上  |
| B  | 89～80% |
| C  | 79%以下  |

※合格基準は、80%以上(評価の B 以上)とする。

(3)臨地実習の評価は、実習評価表に基づき、科目の到達レベルの判定を行い、各行  
為 5 症例以上かつ、最後に連続して評価 B 以上を 2 症例以上で合格とする。

なお、評価については次の基準により行う。

| 評価 | 特定行為の修得       |
|----|---------------|
| A  | 指導監督なしでできる    |
| B  | 指導監督があればできる   |
| C  | 指導監督があってもできない |

### 2)講義について

・演習開始までに、科目ごとに規定された講義をすべて受講したうえで、各テーマテストにて合格点を取得しておくこと。

※各科目の受講締切日は配布したシラバスを確認すること。

※e-ラーニングの受講方法については、別紙「ご利用方法のご案内【特定行為研修 受講者用】」を確認すること。

### 3)演習について

- ・演習開始までに指定された講義を受講していない場合、演習を受講することはできない。
- ・演習については当日のグループワークおよびディスカッションを効果的なものにするため、事前に課題に取り組んでおくこと。

演習当日は事前課題を 2 部印刷して持参し、1 部は研修担当者へ提出し、1 部は自身で保管しておくこと。

#### 4)科目修了試験について

- ・科目試験については、当院が準備する iPad を使用して実施する。
  - ・科目試験については、15 分経過後より退室可能。
- なお、退室後は科目試験が終了するまで講義室へ戻ることは許可しない。

#### 5)補習講義、補習演習、補習実習について

- ・研修科目の出席時間が当該科目に規定された時間数を満たさない場合、その不足時間の補習を受けなければならない。

##### (補習講義)

指導者より、講義または講義の内容に相当する課題を与える。  
この場合、研修生は補習講義レポートを研修責任者に提出しなければならない。

##### (補習演習・補習実習)

指導者が不足時間数分の演習及び実習を行う。この場合、受講者は補習後に研修責任者にレポートを提出しなければならない。

※補習講義、補習演習、補習実習については、費用として(2,000 円/時間)を徴収する。

#### 6)追試験

- ・追試験は傷病その他やむを得ない事由により試験を欠席した者と認める場合に限り受験することができる。
- ・追試験の受験を希望する場合は、追試験申請書の記載・申請が必要なため、研修担当者へ事前に申し出る。
- ・追試験料として、【5,000 円/科目】を徴収する。
- ・追試験は、100 分の 80 以上を合格とするが、成績について 100 分の 80 超える得点であったとしても 100 分の 80 の点数をもって成績とする。
- ・OSCE(実技試験)の追試験は行わない。

#### 7)再試験

- ・科目修了試験の成績評価が不合格であった場合、原則として 1 回に限り再試験を行うことができる。(特定研修管理委員会が必要と認める場合は 2 回目以降の再試験も可能とする)
- ・再試験は、当該研修期間の別に定める日までに実施するものとする。ただし、研修委員会が研修期間の延長を認める場合は、1 年間の延長期間内に実施することができる。
- ・OSCE(実技試験)の場合は、OSCE(実技試験)終了後に 1 回のみ再試験を行うことができる。
- ・再試験の受験を希望する場合は、再試験申請書の記載・申請が必要なため、研修担当者へ事前に申し出ること。

- ・再試験は、100 分の 80 以上を合格とするが、成績について 100 分の 80 超える得点であったとしても 100 分の 80 の点数をもって成績とする。
- ※再試験料として、【5,000 円/科目】を徴収する。

### 13.受講上の基本事項

#### 1)受講に関すること

- (1)欠席・遅刻の際は、電話(072-471-3321)で特定行為研修事務局へ連絡する。  
なお、30 分以上の遅刻・早退は欠課とする。
- (2)疾病、負傷の場合は、状況により診断書の提出を求める場合がある。
- (3)服装は臨地実習の開始までは私服で良い。  
臨地実習時は所属施設のユニフォームを着用のうえ、実習生名札を携帯する。
- (4)住所、勤務先等の変更等があった場合は、速やかに申し出る。

#### 2)受講者に対する連絡

- (1)連絡事項については、受講者情報シートに記載したメールアドレスへ送付する。
- (2)講義及び演習、実習、その他受講に必要な資料等についてメールを使用する場合がある。
- (3)個人情報の管理については、当院の個人情報保護規定に則って扱う。

#### 3)感染対策

- (1)発熱や体調不良の場合は欠席すること。
- (2)マスク着用については、研修施設の指示に従うこと。
- (3)学校感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条)に指定される感染症に罹患した時は速やかに事務局へ連絡をすること。  
事後速やかに欠課・欠席届を提出し、状況により必要な場合は診断書を提出する。

#### (出席停止の期間)

- 第一種の感染症 … 完全に治癒するまで
- 第二種の感染症 … 下記の表のとおりとする。

病状により、医師が伝染のおそれがないと認めた場合はこの限りではない。

|                                         |                                               |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| インフルエンザ<br>※鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く | 発症した後 5 日経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで              |
| 百日咳                                     | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
| 麻疹                                      | 解熱後 3 日を経過するまで                                |
| 流行性耳下腺炎                                 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹                                      | 発疹が消失するまで                                     |

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 水痘       | すべての発疹が痂皮化するまで          |
| 咽頭結膜熱    | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで   |
| 結核       | 病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで |

- 第三種の感染症 … 病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
- 新型コロナウイルス感染症 … 発症日から 5 日を経過するまで
- その他の場合
  - ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
  - ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から研修へ通う者については、その発生状況により必要と認めたとき、医師の意見を聞いて適当と認める期間。
  - ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、医師の意見を聞いて適当と認める期間。

## 14. 阪南市民病院の施設利用について

### 1) 研修場所

4 階トレーニングルームにて集合研修、実習、科目修了試験を実施する。

なお、講義室の使用時間は、原則、講義開始の 15 分前から講義終了後 15 分後までとする。

Wi-Fi 環境下のため、e-ラーニング視聴も可能。

入室するには院内のセキュリティカードが必要になるため、3階の総務課にて貸し出し手続きを行う。セキュリティカードは必ず当日返却する。

### 2) 必要備品の貸し出しについて

集合演習、実習時に限り iPad の貸し出しを行っている。

必要時は3階の総務課にて貸し出し手続きを行った後に利用すること。

万が一、故障、破損、紛失となった場合は弁償すること。

コピー機は1階のファミリーマートにて利用可能。

### 3) 電子カルテの使用について

電子カルテの閲覧パスワードについては、臨地実習オリエンテーションにて周知する。

### 4) その他、施設利用について

(1) 研修開始後は、患者用駐車場への駐車は禁止とする。

車を使用する外部受講生については、職員駐車場を準備するため、駐車場利用申請を行うこと。なお、研修中の職員駐車場利用料は外部受講生に限り発生しない。

(2) トレーニングルーム内には、特定行為研修に関する図書を取り揃えている。

講義室内での利用は自由であるが、図書について貸し出し希望の場合は貸出リストに記名すること。

(3) 臨地実習中の待機場所・更衣室利用については、別に定める。

(4)食事については、院内にて下記施設があるため必要に応じて使用すること。

1階ファミリーマート(開店時間 8:00~20:00)

7階セブンビュー(開店時間 8:00~16:00(ラストオーダー15:30))

## 15.研修受講時の注意事項について

### 1) 研修の実行性確保のための対応について

研修の進捗に関しては、研修担当者と毎月話し合いを行いながらスケジュールをたて、研修責任者は研修の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。また、研修の実効性をより高めるために、研修運用のための受講希望者のニーズを把握しその対応を行う。

### 2) 症例数が基準に満たない場合の対応について

研修期間内に実習での症例数が基準に満たない場合には、研修管理委員会の議を経て期間の延長を認める。受講者には、その後の予定を調整して実習を行う。ただし、研修期間の延長の限度は1年とする。

### 3) 研修許可の取り消しについて

研修期間中に研修生が次の各号のいずれかに該当し、特定行為研修管理委員長が受講生として不適当と認めた場合、特定行為研修管理委員会の議を経て研修の許可を取り消す。

(1)看護師免許の取消し若しくは停止又は看護業務の停止の処分を受けたとき。

(2)当院職務規定による諭旨退職又は懲戒解雇の事由に該当したとき。

(3)阪南市民病院特定行為実施要項に基づいて研修を行わなかったとき。

### 4) 気象異常時の対応

(1)南大阪(泉州・南河内)に暴風警報もしくは大雨、洪水等の特別警報が発令された場合

午前7時時点で発令されている場合:午前の研修は休講、

午前11時時点で発令されている場合:午後の研修は休講

\*警報が解除になった場合は、再開予定だが、研修機関より情報を発信する。

(2)異常気象時や地震等の大規模災害時、臨時休講など、研修機関より連絡する。

院内生は勤務に関しては所属長と相談する

## 16.インシデント・アクシデント

法人内規定に準ずる・

## 17.個人情報の取り扱いについて

阪南市民病院では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じている。研修受講にあたって提供された個人情報は、履修関係等の必要な業務においてのみ使用する。

なお、当院が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはない。

## 18. 特定行為研修 修了後のフォローについて

研修修了後のフォローとして、技術フォロー研修、フォローアップ講習会等を定期的に行っている。フォロー内容の詳細については、研修受講決定後に別途案内を行う。

2025 年 10 月 23 日 制定

社会医療法人生長会 阪南市民病院  
〒599-0202  
大阪府阪南市下出 17  
社会医療法人生長会 阪南市民病院  
看護師特定行為研修係  
TEL. 072-471-3321(代表)